



総務省

携帯電話等の周波数の再割当てに伴う 円滑な周波数移行について

令和4年3月
総合通信基盤局電波部

(1) デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書概要 (抜粋)

(2) 周波数の再割当制度の導入 (電波法の一部改正案)

(3) 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関する検討

デジタル変革時代の電波政策懇談会について

- 「新たな日常」の確立や経済活動の維持・発展に必要な社会全体のデジタル変革が今後いっそう進んでいくことが見込まれる中、デジタル変革時代の電波政策上の課題並びに電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策などについて検討することを目的に懇談会を開催。
- 令和2年11月から検討を開始し、令和3年8月に取りまとめ。

デジタル変革時代の電波政策懇談会

- 1 電波利用の将来像
- 2 デジタル変革時代の電波政策上の課題
- 3 デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策

構成員

※敬称略、座長及び座長代理を除き五十音順

三友 仁志 【座長】早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
 穴戸 常寿 【座長代理】東京大学大学院法学政治学研究科教授
 森川 博之 【座長代理】東京大学大学院工学系研究科教授
 飯塚 留美 一般財団法人マルチメディア振興センター
 ICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター
 大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長

北 俊一 株式会社野村総合研究所パートナー
 篠崎 彰彦 九州大学大学院経済学研究院教授
 高田 潤一 東京工業大学副学長（国際連携担当）/環境・社会理工学院教授
 寺田 麻佑 国際基督教大学教養学部上級准教授
 藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授
 藤原 洋 株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長 CEO

公共用周波数等WG

- 1 公共用周波数に関する電波の利用状況調査の効果的な実施
- 2 その他

<構成員> ※敬称略、主査及び主査代理を除き五十音順

高田 潤一 【主査】東京工業大学副学長（国際連携担当）/環境・社会理工学院教授
 森川 博之 【主査代理】東京大学大学院工学系研究科教授
 飯塚 留美 （一財）マルチメディア振興センター
 ICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター
 大谷 和子 株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
 寺田 麻佑 国際基督教大学教養学部上級准教授

移動通信システム等制度WG

- 1 電波の利用状況調査の在り方
- 2 周波数の割当て方策
- 3 その他

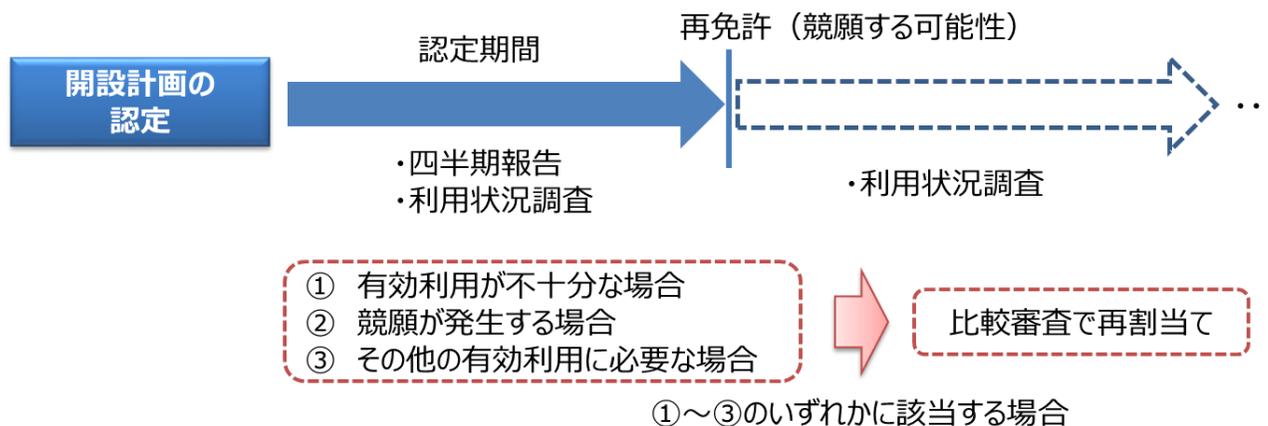
<構成員> ※敬称略、主査及び主査代理を除き五十音順

穴戸 常寿 【主査】東京大学大学院法学政治学研究科教授
 藤井 威生 【主査代理】電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授
 飯塚 留美 （一財）マルチメディア振興センター
 ICTリサーチ&コンサルティング部シニア・リサーチディレクター
 黒田 敏史 東京経済大学経済学部准教授
 巽 智彦 東京大学法学部・法学政治学研究科 准教授
 永井 徳人 光和総合法律事務所弁護士
 中島 美香 中央大学国際情報学部准教授

※オブザーバー：株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、Wireless City Planning株式会社

周波数の再割当制度の導入

- 特定基地局開設計画の認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、例えば、電波の有効利用が不十分であると認められる場合、競願が発生する場合などには、既存免許人の周波数の使用期限を設定し、比較審査で周波数を再割当てする仕組みを導入することが必要。
- ただし、この仕組みを導入する目的は、公平に周波数獲得の「機会」（手を挙げる機会）を付与して対等に競争する場を提供することであり、「結果の平等」まで求めるものではないことに留意。



周波数の再割当ての結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合の移行期間及び円滑な移行方法

- 新たな認定開設者への周波数の移行期間については、個別の案件ごとに設定する必要があり、また、早期の移行ニーズがあるのであれば、円滑な移行方法として終了促進措置を活用することが適当。
- 終了促進措置の協議が調わない場合には、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入することが必要。

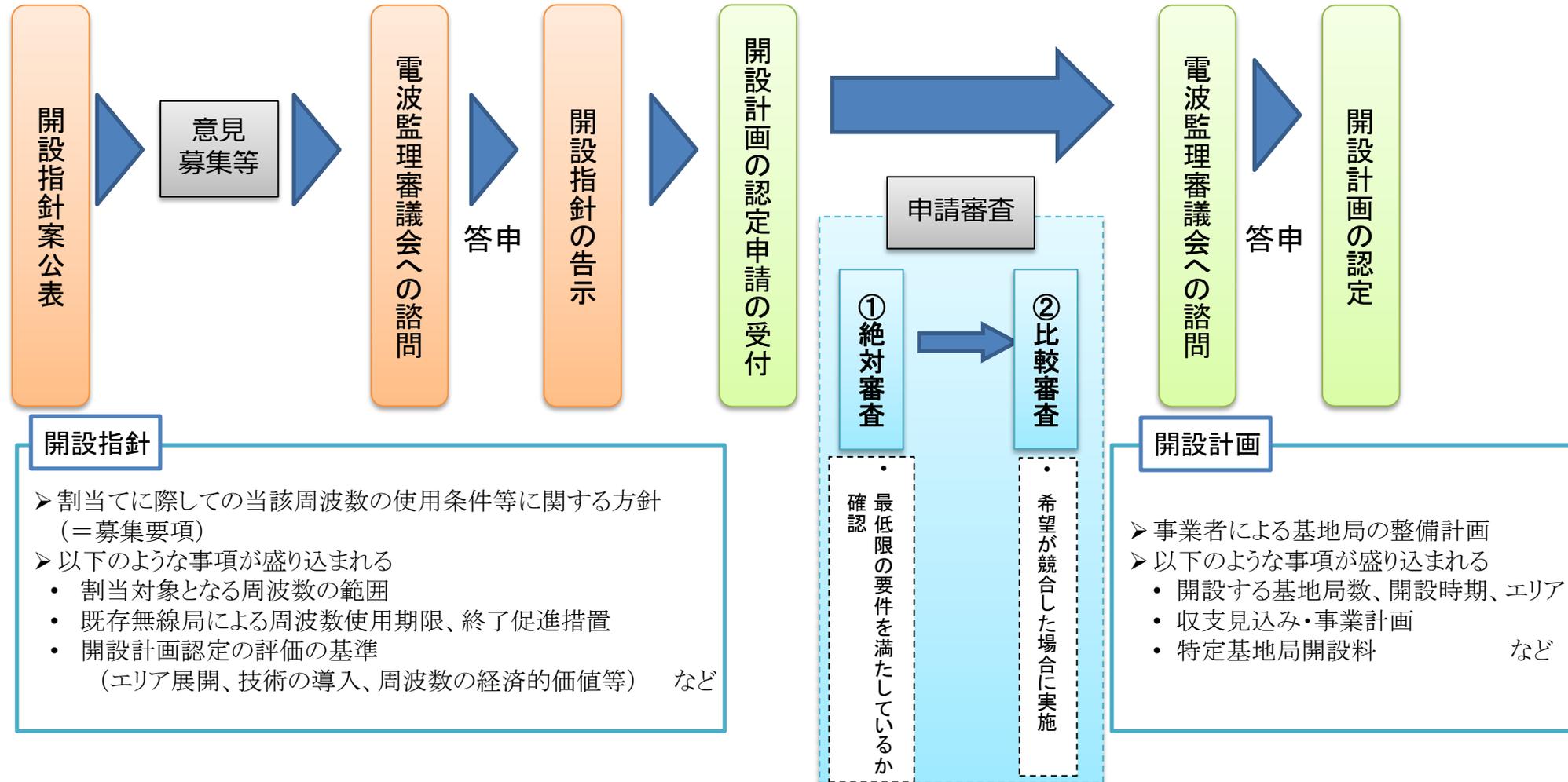
(1) デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書概要 (抜粋)

(2) 周波数の再割当制度の導入 (電波法の一部改正案)

(3) 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関する検討

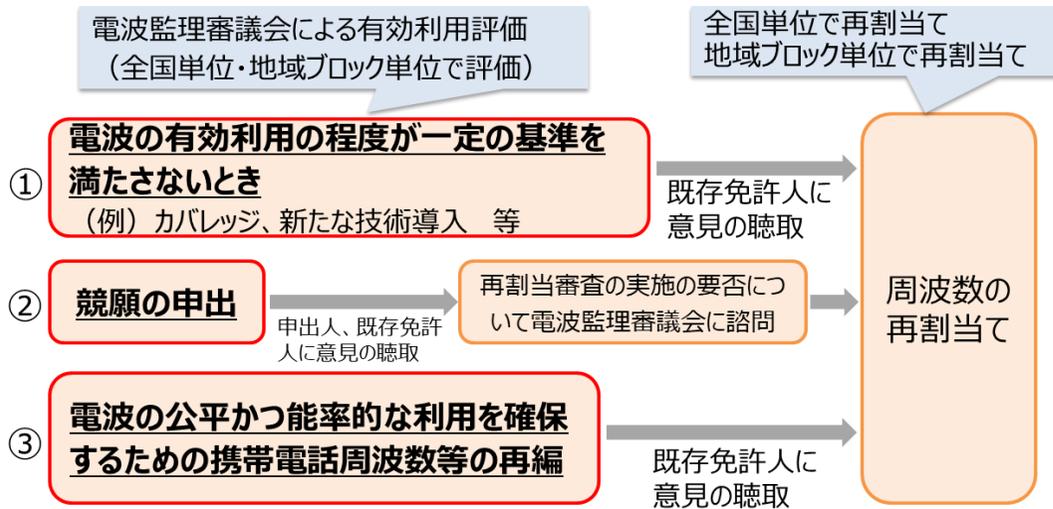
携帯電話事業者等への周波数割当て

- 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局については、「特定基地局」と位置付け、総務大臣がその開設に関する指針（開設指針）を定める。
- 特定基地局を開設しようとする者は、開設計画（基地局の整備計画）を作成し審査を申請。総務大臣の認定を受けた者は認定の有効期間中、排他的に免許申請が可能となる。



- 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができるようにする。
 - 電波監理審議会による有効利用評価の結果が**一定の基準を満たさないとき**
 - **競願の申出**※を踏まえ、**再割当審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき
 - 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、**携帯電話周波数等の再編が必要と認めるとき**

※ 競願の申出ができる制度を新設



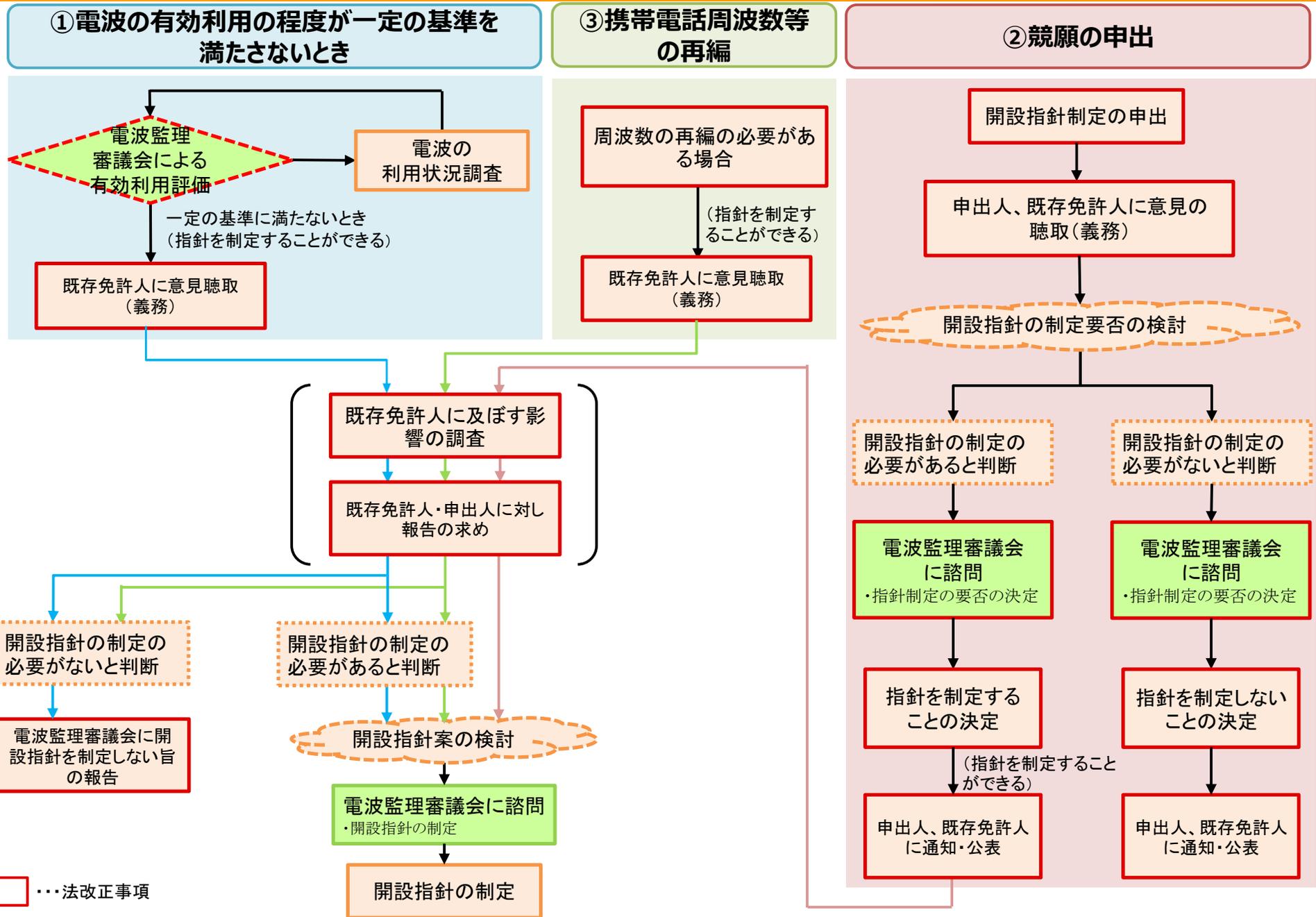
(参考) 携帯電話等の周波数の割当状況 (令和4年1月時点) 単位: MHz

	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2GHz帯	2.5 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯	28 GHz帯	合計
docomo	20	30	—	30	40 <small>東名阪のみ</small>	40	—	40	40	200	400	840
au	20	30	—	20	40	40	—	—	40	200	400	790
UQ Communications	—	—	—	—	—	—	50	—	—	—	—	50
SoftBank	20	—	30	20	30	40	—	40	40	100	400	720
WIRELESS CITY PLANNING	—	—	—	—	—	—	30	—	—	—	—	30
Rakuten Mobile	—	—	—	—	80 <small>(40MHzは東名阪以外)</small>	—	—	—	—	100	400	580
合計	60	60	30	70	190	120	80	80	120	600	1,600	3,010

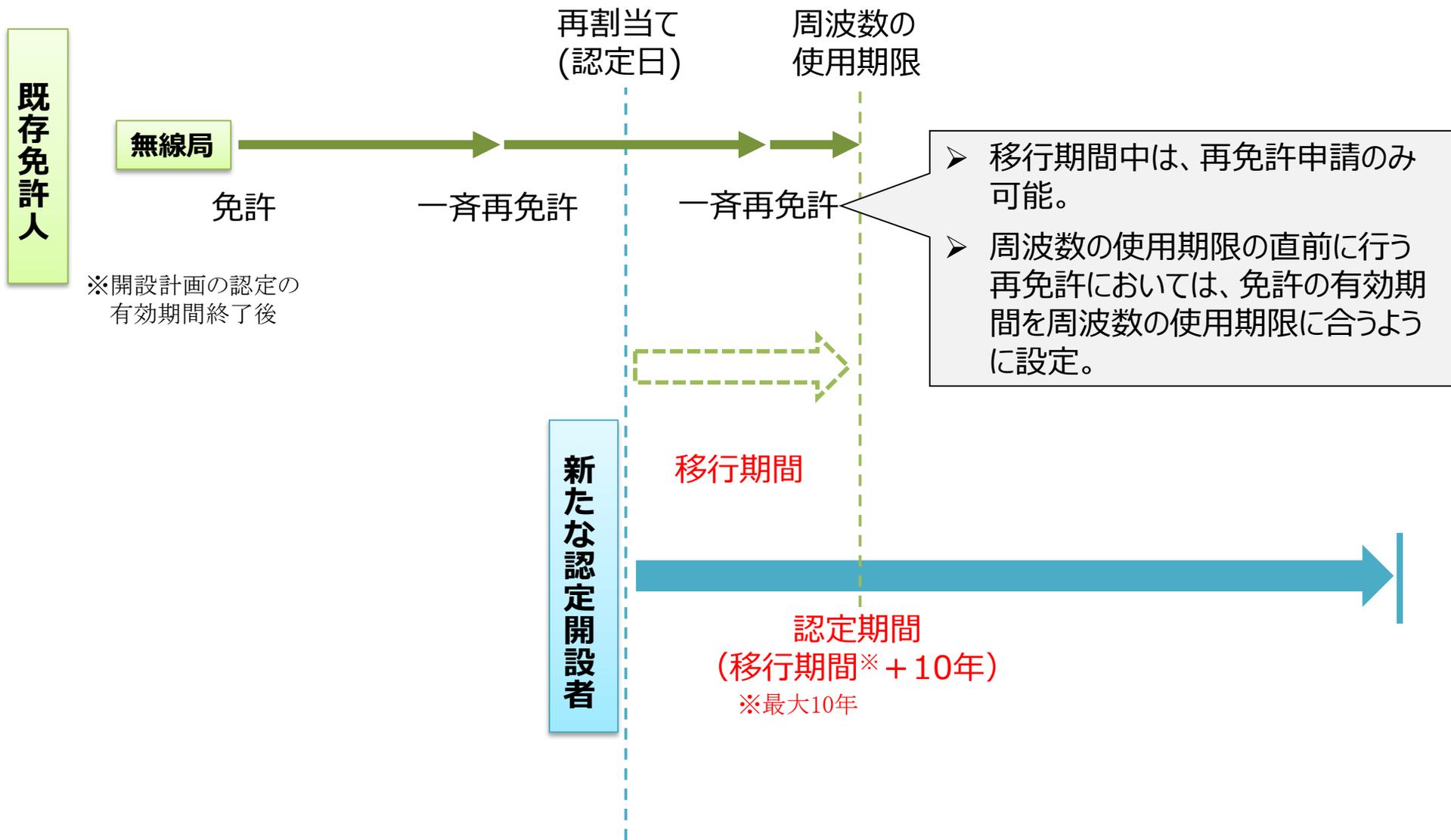
■ 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間終了)

■ 開設計画の認定に基づいて割り当てられた周波数 (認定期間中)

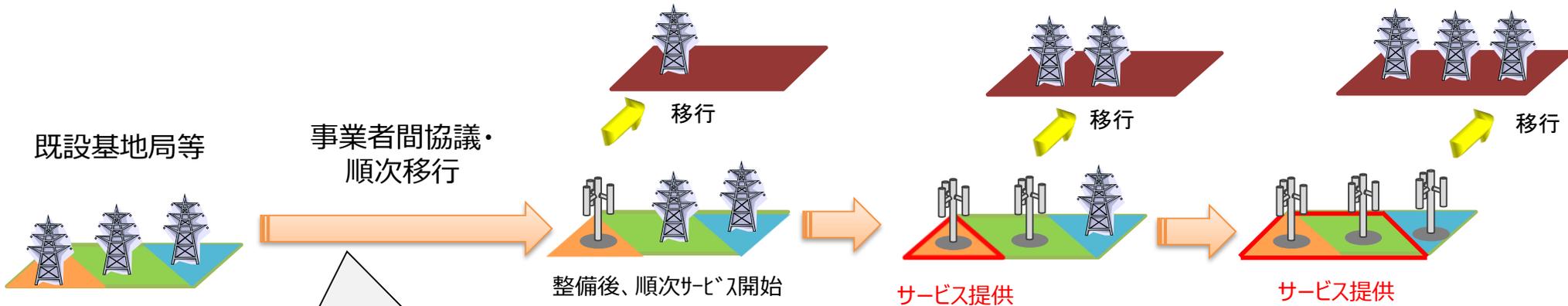
※ 排他的に免許申請できる期間を「5年」から「10年」に延長する。



□ …法改正事項



- **周波数の再割当てを行う場合において、周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用を可能とする。**
- **事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請を可能とする。**



協議が調わない場合、**電気通信紛争処理委員会**において**あっせん・仲裁**を申請できる仕組み。

- 新たな事業者が既設基地局等を順次移行させながら、新たな基地局を整備し、順次サービスを開始
- 新たな事業者が移行費用を負担することにより移行終了までに必要な期間を短縮

(1) デジタル変革時代の電波政策懇談会 報告書概要 (抜粋)

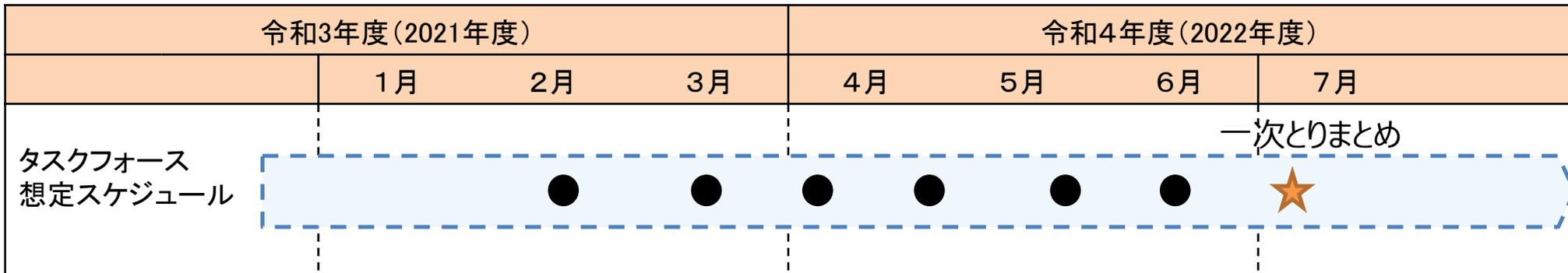
(2) 周波数の再割当制度の導入 (電波法の一部改正案)

(3) 携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関する検討

- 「デジタル変革時代の電波政策懇談会」において周波数の再割当てに係る円滑な移行に関して更なる検討の深掘りを行うことが必要とされた個別課題等について検討を行うため、同懇談会の「移動通信システム等制度ワーキンググループ」の下で、本年3月より「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」を開催。
- 本年夏頃を目途に一次取りまとめ予定。
- 検討会は、技術、法律、会計等の関連分野の有識者から構成。携帯事業者がオブザーバーとして参加（適宜、議論に加わる）。
- 具体的な検討を進めるにあたり、非開示情報も扱えるよう非公開にて事業者ヒアリング等を実施。適宜、「移動通信システム等制度ワーキンググループ」との合同開催とする他、節目において公開会合を開催。

【タスクフォース構成員】

(主任)	相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授	関口 博正	神奈川大学 経営学部 国際経営学科 教授
(主任代理)	三瓶 政一	大阪大学大学院工学研究科 教授	中島 美香	中央大学 国際情報学部 准教授
	栗田 昌裕	名古屋大学 法学部 教授	松村 武	NICTネットワーク研究所ワイヤレスシステム研究室長
	猿渡 俊介	大阪大学大学院情報科学研究科 准教授	山郷 琢也	弁護士(TMI総合法律事務所)



本タスクフォースの主な検討事項

(1) 移行期間の設定のあり方

- 移行期間を設定するにあたっての考え方および考慮すべき事項、課題
 - － 課題としては、特に、基地局等の工事の対応、利用者関係の対応 等
- 基地局等の工事の対応
 - － 必要な工事について(基地局等の改修)
 - － 工事リソースに関する課題
 - － 工事リソースの円滑な確保方策
- 利用者関係の対応
 - － 端末やプランへの影響
 - － 利用者への周知

(2) 移行費用と負担のあり方

- 移行費用として考慮すべき事項の考え方
 - － 考慮すべき事項の考え方(基地局等の改修、償却費用、過去の移行費用の扱い等)
 - － 具体事例(いわゆるプラチナバンドでの基地局へのフィルタ挿入やレピータ交換)の必要性、対応規模
- 移行費用を負担すべき者、負担する費用の範囲 等

(3) その他

- 再編を前提とした設備の導入 等
 - － 将来にわたって実施される周波数の再編を見据えた、再割当ての際の移行コストの低減や移行期間の短縮を実現するための長期的な技術的課題 等